



2022 年度 学費助成金申請ガイド

趣旨

ウェスレー財団は、「キリストの博愛の精神に基づき、国際相互理解を深め、教育を通して国民の心身の健全な発達に寄与し、社会福祉の増進に寄与すること」を目的に公益活動事業を行っています。

学費助成金では、人材育成促進のために、大学生、大学院生、または認可専門学校の学生へ学費を助成します。スキル習得だけではなく、1人1人に与えられている賜物を用いて国際社会の様々な分野とレベルで貢献していくことのできるリーダーシップ育成を目的とし、日本、アジア太平洋地区の青少年の教育と人材育成のために助成金を交付します。

1. 特徴

- ① この助成金は給付とし、返済の義務を課すものではありません。
- ② この助成金は学納金にのみ適用されます。

2. 申請対象者

経済的・社会的支援を必要とし、以下のすべてに該当する方

- ・ 日本国内の大学（短期大学も含む）、大学院、または認可専門学校在籍し、2022年4月～12月の間で2年次～最終年次に該当する学生（1年次は不可）
- ・ 日本に在住する19～30歳までの学生（国籍不問だが留学生は不可）
- ・ **所属校による選考を経て指導教員及び学長から推薦された学生**
(所属校による推薦を経て申請後、当財団の書類選考と面接による審査を経て助成が決定します。)

* 申請できる学生の人数は **1校につき2名まで**とします。

例：ABC大学から1名、ABC大学院から1名を推薦（計2名）

* 助成が決定した場合、助成金は本人口座ではなく **所属校の指定口座に送金**します。

したがって、所属校が当財団からの助成金を受領できることも申請条件となります。

3. 審査基準

下記の審査基準をもとに選考を実施します。1つの学校で2名以上の申請希望者が出た場合は、この審査基準をもとに学内で選考を実施してください。

- ・ 経済的・社会的支援の必要性があるか
- ・ 社会課題への関心があり、課題解決のために貢献する意欲があるか
- ・ 学生として誠実に勉学に励んでいるか

- ・ 勉学以外の様々な活動（ボランティア等）にも積極的に参加しており、成長しようと励んでいるか
- ・ リーダーシップスキルを学び、社会貢献をしたいという意志があるか

*また、助成対象の必須条件とはいたしません。が、クリスチャンの学生やキリスト教に深い理解がある学生を希望しています。

4. 助成内容の詳細と給付の方法

- ① 助成期間は最長で2022年4月1日～2023年3月31日までとします。
- ② 助成金額は1人につき年間上限50万円（学納金のみ）まで申請が可能ですが、選考の状況によっては助成決定額が申請金額と異なる場合もあります。
- ③ 助成人数は20名程度とします。
- ④ 助成金は原則として所属校の専用口座に送金する方法で給付します。

5. 申請方法 *所属校の担当部署（学生課等）から書類一式をまとめて提出してください。

申請受付期間

2022年1月15日～2022年2月15日 日本時間17時まで

申請書類はメール添付で締切日までに提出してください。

提出書類

- ・ 申請書（申請者本人が日本語で記入）
- ・ 推薦書（所属校が用意）
- ・ 学校案内等の年間学費が明記されている資料（PDFで添付）

提出先

edu.grant@wesley.or.jp ウェスレー財団 生原宛にお送りください。

- ① ウェスレー財団ウェブサイトの助成金ページより提出書類をダウンロードし、固有名詞など必要箇所以外は日本語で作成してください。推薦書を書いていただく指導教員の先生が日本語を母語としない場合は、推薦文のみ英語で記入していただいて構いません。
- ② 提出書類を当財団にメール添付で提出してください。
- ③ 提出書類の返却はいたしかねますのでご了承ください。
- ④ 選考過程では、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。

6. 選考

選考は、「ウェスレー財団学費助成金選考委員会」により、下記のステップで行われます。

- ① 書類選考
- ② 面接（複数回の可能性あり）
面接は ZOOM で実施します。

選考結果は、2022 年 3 月末までに担当者より本人および所属校にメールで通知いたします。

7. 助成決定～報告書提出までの流れ

- ① 当財団担当者が所属校に送金手順を確認
- ② 誓約書、同意書等手続き書類の提出
- ③ 上記書類を当財団が受領後、所属校の指定口座に助成金を送金
- ④ 2023 年 3 月 31 日までに**報告書および成績証明書**をメール添付で提出
* 当財団の HP や SNS 等で報告内容、お名前（イニシャル）、所属校名、写真や動画等を掲載させていただきます。

8. 採用された学生の義務

助成金の交付を受ける学生は、下記の義務を履行する必要があります。

- ① 本助成金申請時に他の奨学金にも申請していた場合、他の奨学金の採否の結果がわかり次第すみやかに当財団に報告すること
- ① 当財団指定の書類等を期日までに提出すること
- ② 下記の場合、所定の方法により当財団へ届け出ること
 - ・休学、復学、転学または退学したとき
 - ・学校より停学処分を受けたとき
 - ・留年または卒業延期の恐れが生じたとき
 - ・当財団に提出した情報（住所、連絡先等）に変更があったとき
- ③ 当財団主催のイベントやセミナー等に積極的に参加すること
- ④ 助成期間終了後も当財団のネットワークに参加すること

9. 助成金の停止または取消し

助成決定後でも、以下の場合には助成を停止、または本人に対して返還を求めることがあります。

- ・申請の内容に虚偽が認められた場合
- ・学業成績または品行が著しく不良であるとき、または卒業延期の恐れが生じたとき
- ・休学・退学・停学の場合、または 1 カ月以上の長期にわたって欠席するとき
- ・反社会的勢力と何らかの関わりを有することが判明したとき

- ・その他、当財団が不相当と認めたとき

お問い合わせ先

下記メールアドレスまでお問い合わせください。

edu.grant@wesley.or.jp 担当者：生原（はいばら）

*採否の理由に関するお問い合わせについては回答いたしかねますので、予めご了承ください。

以上